

# 人権週間 十二月四日～十日

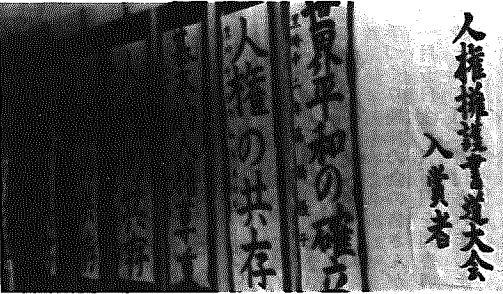
**世界人権宣言**  
 すべて人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており同胞の精神をもって互に行動し合わねばならない。(第一條)

# 守ろう人権 許すな差別

## 日本国憲法

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。(第十一條)

すべて人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており同胞の精神をもって互に行動し合わねばならない。(第一條)



幸福な人生をおくるために欠くことのできない権利なのです。基本的人権には左記の権利があります。

一、自由権 他人の権利を侵さない限り、国から制約を受けずに、自由に行動できます。

思想、良心、信教、集会、表現、学問、職業、居住などの

自由が保障されます。

二、平等権 すべての国民は法の下に平等であり、人権、信条、性別、社会的身分などにより、いっさいの差別をされることはありません。

三、社会権 すべての国民が人間らしく生きる権利。生存権教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権があります。

四、参政権 国民が政治の主人公として、政治に参加する権利。選挙権、被選挙権、住民投票権などです。

五、請求権 請願権、裁判を受ける権利など、国民が積極的に国にはたらきかけていく権利です。

今年も十二月四日から十日は人権週間です。人権週間中の強調点は、左記のとおりです。

一、人権の共存——互いに相手の立場を考慮して、豊かな人間関係をつくらう。

二、婦人の地位を高めよう。

三、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

**人権擁護委員**  
 皆さんが「これは人権問題ではないだろうか」と感じたら、新潟県地方事務局(〇二五二—二二—一五六二)か、本町の人権擁護委員に相談してください。

**人権擁護書道大会**  
 今年も十二月四日から十日は人権週間です。人権週間中の強調点は、左記のとおりです。

一、人権の共存——互いに相手の立場を考慮して、豊かな人間関係をつくらう。

二、婦人の地位を高めよう。

三、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

**人権擁護書道大会**  
 人権活動の一環として町では今秋人権擁護書道大会を開き、黒崎中学校書道部の皆さんから腕をふるってもらいました。作品は中学文化祭(十月三十日、三十一日)に展示されました。

写真：  
 大会入選者——金賞 森田恵子、銀賞 窪田則子、銅賞 東海林直美、高橋優子、佳作 北場弘美、白井洋子、相馬多佳子、山田妙子、加藤純子、駒形好夫、加藤利子、小泉祥衣子

**基本的な人権とは**  
 だれもが、幸福で生きがいのある生活をしたい。そのためにどうしても欠かすことのできないのが「人権(基本的人権)」です。わたしたちが生まれながらに持っている能力を日々の生活の中でじゅうぶんに発揮して、よ

**自由が保障されます。**  
 二、平等権 すべての国民は法の下に平等であり、人権、信条、性別、社会的身分などにより、いっさいの差別をされることはありません。

三、社会権 すべての国民が人間らしく生きる権利。生存権教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権があります。

四、参政権 国民が政治の主人公として、政治に参加する権利。選挙権、被選挙権、住民投票権などです。

五、請求権 請願権、裁判を受ける権利など、国民が積極的に国にはたらきかけていく権利です。

今年も十二月四日から十日は人権週間です。人権週間中の強調点は、左記のとおりです。

一、人権の共存——互いに相手の立場を考慮して、豊かな人間関係をつくらう。

二、婦人の地位を高めよう。

三、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

**人権擁護委員**  
 皆さんが「これは人権問題ではないだろうか」と感じたら、新潟県地方事務局(〇二五二—二二—一五六二)か、本町の人権擁護委員に相談してください。

い。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した社会の実情に通じ人格の高い人々です。

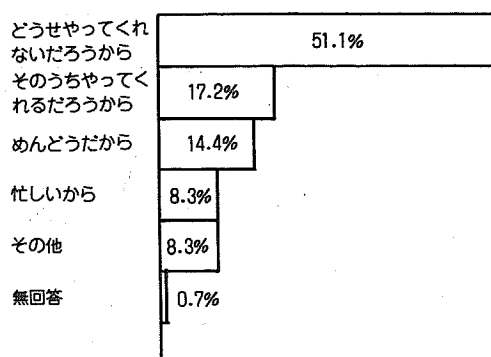
本町には次のかたがおります。

本多数磨(金巻) 七二二九一  
 武田実(木場) 七三三九一  
 七三三九一  
 赤沼教正(黒原) 七二二四三  
 七二二四三

なお秘密は固く守られます。相談は無料ですので左記のような問題でお困りの方はぜひ。

一、うわき、離婚などで困っている場合  
 一、不当な差別を受けたとき  
 一、公害などに悩まされている場合

問9-1 前の質問で「何もしない」と答えた人に伺います。それはどういう理由からですか。 ※今回初調査



問9は前回とほぼ同じ結果でしたが「何もしない」(前回三二・五%)が若干増え第一位になりました。ではその理由は何かを今回は尋ねてみましたが、半分以上の人が「どうせやってくれないだろうから」と思っていることがわかりました。これはひじょうに厳しい数字です。カッときます。しかも年代別では四十年代五・四%、五十年代五六%と社会の中心を占めるかたがどうせやらないだろうと

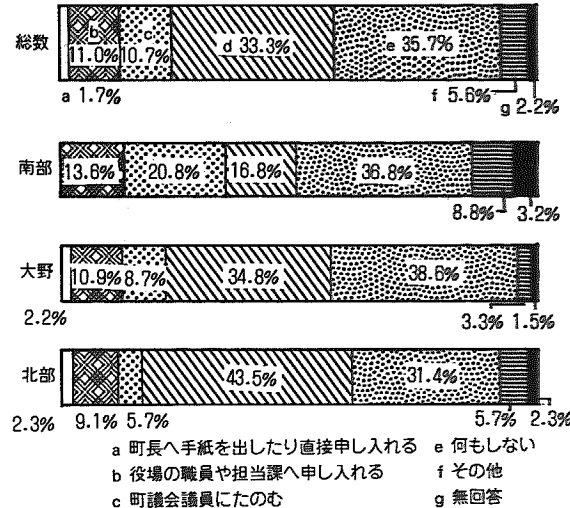
考えているのです。町行政への大きな警鐘といえましょう。しかし、自治会長や町役場などに訴えている人も六割います。これは当然といえあまりに当然ではありませんが……。

今回は尋ねませんでしたでしたが、訴えた結果を知りたいところです。たとえば自治会長に苦情を申し入れたら解決したというデータが表れたならば「何もしない」三六%の人が「言ってみようか」と思ってくれるかもしれません。いずれにしても問9・9-1は謙虚に受けとめる必要があります。

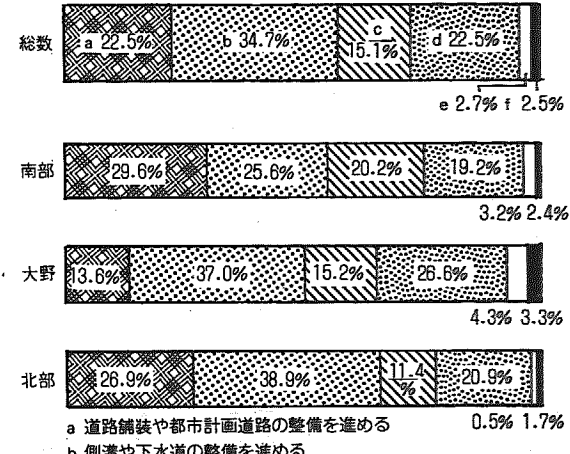
なお、問9で南部地区と他地区

## 解決されていますか

問9 あなたは日常生活のうえで不平や要望が起きたときどのようにしますか

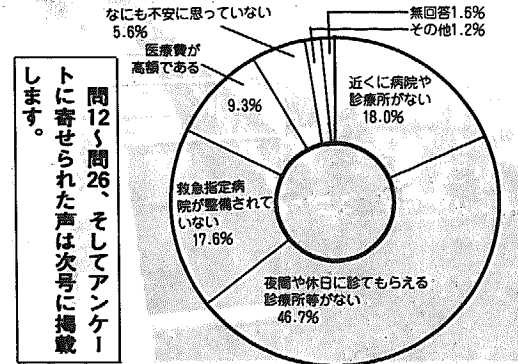


問10 d 自治会長へ申し入れる 都市計画についてお伺いします。あなたは次のうちどれを特に力を入れてもらいたいですか



## 病気のときは……

問11 あなたやあなたのご家族が病気やケガをなされたときのことを考えてあなたが今いちばん不安に思っていることは次のうちどれでしょうか



問12 問26、そしてアンケートに寄せられた声は次号に掲載します。